

このお知らせは大切に保管し、納付時や車検を受けられる際などに納付場所や運輸支局等に提示してください。

山 梨 県

## 平成28年熊本地震により被災された方へ 自動車税についてのお知らせ

平成28年熊本地震により亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。

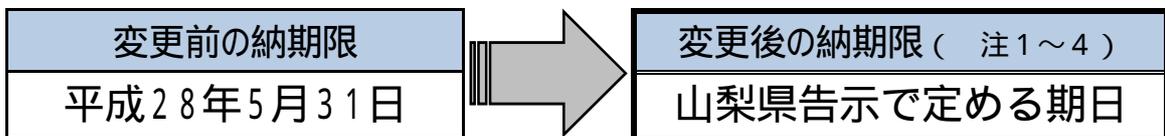
山梨県では、今回の震災による被害の状況を考慮して、**熊本県にお住まいの方の自動車税の納期限を変更**いたします。

なお、被災された方の自動車税に関しては、被害の程度により、納税の猶予、自動車税の減額等の措置を受けられる場合がありますので、下記のとおり御案内いたします。

各制度の詳細につきましては、裏面記載の山梨県自動車税センター(山梨県総合県税事務所自動車税部)又は山梨県総務部税務課にお問い合わせください。

### 自動車税の納期限の変更等について

山梨県では、熊本県にお住まいで、山梨県のナンバー(山梨、富士山(富士吉田市・西桂町・忍野村・山中湖村・富士河口湖町・鳴沢村・道志村に使用の本拠の位置がある自動車に限る。))の自動車を所有している方に対して、今年度の自動車税の納期限を次のとおり変更します。



(注1) 通常、毎年5月初旬に送付している納税通知書につきましては、納期限の変更に関する上記告示があり次第、改めて送付いたします。

**納期限変更後に送付する上記納税通知書には、納期限が「平成28年5月31日」と記載されていますが、これを「山梨県告示で定める日」に読み替えてください。なお、自動車税の納付時には、納付場所でお知らせを提示してください。**

(注2) 今後送付する納税通知書により、同通知書の裏面に記載されているコンビニエンスストアで平成29年3月15日まで納付ができます。

(注3) 変更後の納期限までに納付された場合、延滞金は発生しません。

(注4) 車検等の有効期限が迫っている等の理由で、納税証明書が早急に必要な方については、納税が必要となりますので、御連絡いただければ速やかに納税通知書を送付いたします。

**納税通知書の裏面に記載してある納付場所で自動車税を納付し、領収証書の右側に付いている車検用の「自動車税納税証明書」を御利用ください。**

#### (参考) 山梨県告示第七十六号

山梨県県税条例(昭和三十六年山梨県条例第十一号。以下「条例」という。)第十三条第一項の規定により、地方税法(昭和三十五年法律第二百二十六号)又は条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出(審査請求に関するものを除く。)又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るもので、その期限が平成二十八年四月十四日以降に到来するものについては、**その期限を別に告示で定める期日まで延長する。**

平成二十八年五月十六日

山梨県知事 後 藤 齋

指定地域

熊本県

## 震災復旧のために費用を支出したことで自動車税の納付が困難な場合

震災による被害を受け、復旧のために多額の費用を支出したこと等により、自動車税を一時に納めることができない方については、申請により、原則1年以内に限り、納税が猶予される場合があります。

- ・ 申請には、徴収猶予申請書に加え、り災証明書、申立書等の添付が必要です。
- ・ 徴収猶予申請書は山梨県のホームページからダウンロードできます。

## 自動車が損壊し、修理しても使用できない場合等

自動車が損壊し、修理しても使用できない等の事情がある時は、山梨県自動車税センターに御連絡ください。

- ・ 山梨県自動車税センターの調査に基づいて、自動車が使用できない状況であることが確認された場合、平成28年度の自動車税は4月分のみ課税となります。
- ・ 使用不可能、紛失したことを確認するために、り災証明書、自動車の損壊状況を確認できる写真、申立書等の提出が必要となります。

## 震災により自動車に損害を受けた場合の減額制度について

震災により損害を受けた自動車を、修繕の上使用している方又は今後修繕の上使用する方については、自動車税が減額される場合があります。

- ・ 所有している自動車の価額に対して、一定割合以上の修繕費を支出した場合、申請により平成28年度分の自動車税が減額されます。

**損害の程度(%) = 修繕費 / 自動車の価額 × 100**

損害の程度が85%以上の場合……………年税額の2分の1が減額  
損害の程度が65%以上～85%未満の場合……………年税額の3分の1が減額  
損害の程度が50%以上～65%未満の場合……………年税額の4分の1が減額  
損害の程度が50%未満の場合……………非該当

- ・ 「自動車の価額」とは、新車時の価額ではなく震災で損傷する直前の価額です。詳しくは、山梨県自動車税センターにお問い合わせください。
- ・ 交通事故による修繕や車検修理の費用は修繕費には含まれません。
- ・ 保険会社から損害保険金等が支払われた場合、修繕費から当該保険金等の額は差し引きます。
- ・ 減額の申請には、減免申請書に加え、り災証明書、修繕費の記載された領収書、保険金等の払込通知書、自動車の損害の程度を確認できる写真、車検証のコピー等の添付が必要となります。
- ・ 被災による自動車税の減額申請書は山梨県のホームページからダウンロードできます。

### (お問い合わせ先)

(月曜日から金曜日(祝日は除く) 午前8時30分 ~ 午後5時15分)

山梨県自動車税センター(山梨県総合県税事務所自動車税部) 055-262-4662(代表)

山梨県総務部税務課 055-223-1387